

# 令和2年度 第2回

# 自動車整備技能登録試験

受付 令和3年1月18日(月)～1月22日(金)

令和2年度第2回の自動車整備技能登録試験が次のとおり行われますのでご案内致します。

## 1. 試験の種類

- 一級小型自動車
- 二級自動車シャシ
- 三級自動車ジーゼル・エンジン
- 自動車車体
- 二級ガソリン自動車
- 三級自動車シャシ
- 三級2輪自動車
- 二級ジーゼル自動車
- 三級自動車ガソリン・エンジン
- 自動車電気装置

※ ●一級小型自動車のみ実技試験を実施します。

## 2. 試験日

- 筆記試験 令和3年3月21日(日)
- 口述試験 令和3年5月9日(日) ※一級のみ実施
- 実技試験 令和3年8月22日(日) ※一級のみ実施

※試験日については、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更があった場合は日整連HPでお知らせしますので、最新情報をご確認下さい。

## 3. 試験会場

- 筆記試験：水戸教育センター・土浦教育センター
- 口述試験・実技試験の実施地は、「東京」の予定です。

## 4. 受付期間

令和3年1月18日(月)～1月22日(金)

## 5. 受付場所

水戸教育センター・土浦教育センター

## 6. 受験申請に必要な書類等

(1種目毎)

- 受験申請書 1部 水戸・土浦教育センターに備えてあります。
- 写真 1枚(タテ6cm×ヨコ4.5cm)  
顔がはっきり写っていて無背景で6ヵ月以内に撮影したもの。  
※水戸・土浦教育センターで証明写真が撮れます。
- 受験手数料 学科試験 7,200円、一級は9,300円(いずれも現金納付)  
実技試験 14,000円(現金納付)  
※一級受験者で学科試験と実技試験を受験する場合に限り、実技試験の受験手数料は学科試験合格後に納付してください。【納付期間：令和3年5月31日(月)～6月4日(金)】
- 通信連絡費 100円、※一級は200円(現金納付)
- ハガキ 2枚、一級は3枚(申請者本人宛の住所・氏名を明記)  
※インクジェット用ハガキ及び消えるボールペンの使用は不可
- 印鑑 受験申請者の印(本人自署の場合印不要)
- 受験資格証明書 実務経験証明書・合格証書・卒業証書・修了証書・整備士手帳 等

## 7. 受 験 資 格

### ●一級受験の場合

二級整備士（シャシを除く）合格後、自動車の整備に関する実務経験が3年以上。  
一種養成施設の一級の課程を修了した者。

### ●二級ガソリン・ディーゼル受験の場合…次のいずれか1つに該当する者

1. 他の種類の二級整備士。（二級シャシのみ合格者は合格後1年以上の実務経験）
  2. 三級整備士（種類はいつでも可）合格後自動車の整備作業に関する実務経験が次のいずれか1つに該当する者。
    - (1) 三級整備士合格後から3年以上。
    - (2) 職業訓練校・技術専門校の自動車整備科卒業者、又は高等学校の機械科卒業者は、三級整備士合格後から2年以上。
    - (3) 大学の機械科卒業者は、三級整備士合格後から1年6ヵ月以上。
- ※(2)～(3)に該当する者は、卒業証書（証明書）及び三級合格書を持参してください。
3. 一種養成施設（自動車短大・専門学校）の二級課程を修了した者。  
（卒業証書、又は証明書を持参してください）

### ●二級シャシ受験の場合…次のいずれか1つに該当する者

1. 他の種類の二級整備士
  2. 三級、タイヤ、車体整備士いずれか合格後、自動車の整備作業に関する実務経験が次のいずれか1つに該当する者。
    - (1) 三級、タイヤ、車体整備士いずれか合格後から2年以上。
    - (2) 職業訓練校・技術専門校の自動車整備科卒業者、又は高等学校の機械科卒業者は、三級、タイヤ、車体整備士いずれか合格後から1年6ヵ月以上。
    - (3) 大学の機械科卒業者は、三級、タイヤ、車体整備士いずれか合格後から1年以上。
    - (4) 職業訓練校の自動車整備科の2年課程卒業者は、三級、タイヤ、車体整備士いずれか合格後から1年以上。
- ※(2)～(4)に該当する者は、卒業証書（証明書）及び合格書を持参してください。
3. 一種養成施設（自動車短大・専門学校）の二級課程を修了した者。  
（卒業証書、又は証明書を持参してください）

### ●三級受験の場合…次のいずれか1つに該当する者

1. 二級整備士もしくは他の種類の三級整備士。
2. 自動車整備作業に関する実務経験（15歳以降）が1年以上である者。
3. 大学又は高校において機械に関する学科を修得した者で実務経験が6ヵ月以上ある者。
4. 一種養成施設修了者。

### ●車体及び電気装置受験の場合…次のいずれか1つに該当する者

1. 受けようとする登録試験に係わる自動車の装置の整備作業に関し2年以上の実務経験を有する者。
2. 次のイ又はロに該当する者であって、受けようとする登録試験に係わる自動車の装置の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務経験を有する者。
  - イ. 学校教育法による大学の機械に関する学科（自動車電気装置にあつては電気に関する学科）において所定の課程を修めて卒業した者。
  - ロ. 公共職業訓練校修了者であつて、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けた者。
3. 一種養成施設修了者。

#### 【お問い合わせ】

水戸教育センター TEL 029-248-2115  
土浦教育センター TEL 029-841-5411